

## 「北京市食品安全条例」

※本資料の利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承下さい。

## 北京市食品安全条例

北京市人民代表大会常务委员会公告

第 67 号

『北京市食品安全条例』は2007年11月30日の北京市第十二期人民代表大会常务委员会第四十回会議で可決され、2008年1月1日から施行される。

北京市第十二期人民代表大会常务委员会

2007年11月30日

## 北京市食品安全条例

(2007年11月30日北京市第十二期人民代表大会常务委员会第四十回会議で可決)

### 目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 食品安全基準
- 第三章 食品生産経営
- 第四章 食品安全リスク予防と制御
- 第五章 監督管理
- 第六章 法律責任
- 第七章 附 則

### 第一章 総 則

第一条 食品生産経営活動に基準を与え、食品の安全責任の明確化と管理の強化を図り、公衆の健康と生命の安全を保障するために、関係法律と行政法規に基づき、本市の実情に合わせて、本条例を制定する。

第二条 本条例は本市行政区域内の食品生産経営と安全監督の管理などの活動に適用される。

第三条 食品生産経営者は、食品安全に関する法律と法規、及び食品安全基準にしたがって食品生産経営活動に従事し、生産した食品の安全に責任を負わなければならない。公衆の健康と生命に危害を与える食品を生産してはならない。

第四条 市と区、県の人民政府は、当該行政区域内の食品安全監督管理に総責任を負い、当該行政区域内の食品安全監督管理業務を指導し、業務中に発生した重大問題を協力して解決しなければならない。また、食品安全監督管理業務の責任制を確立し、政府が行う審査目標に組み入れる。

郷鎮人民政府と町会事務所は、区域内の食品安全について管理責任を負い、各出先機関と協力し、食品安全に関する日常管理を行う。

第五条 市と区、県の人民政府は、食品安全監督の協力機関を設立し、食品安全総合監督管理と業務の協力を責任を負う。

農業・林業・品質技術監督・工商行政管理・衛生・商務・薬品監督・公安などの食品安全監督管理部門と出入国検査検疫（以下食品安全監督管理部門と総称する）は、各自の職務と法に基づいて、食品安全監督管理と指導業務を行う。

教育・建設・旅行などの政府の関係部門は、各自の職務に基づいて、関連業界の食品安全監督管理と指導業務を行う。

第六条 市の食品安全リスク分析制度・市場入場許可制度・トレーサビリティ制度を確立し、食品安全リスクと危害について、全過程で予防と制御を実施する。

第七条 本市食品業界の各団体は、業界の健全な自律制度を確立し、会員の生産経営活動に基準と指導を与える。また、真摯な業界の建設を推進し、食品安全に関する法律と法規・産業政策・食品安全基準などの研究と制定に参加する。

第八条 学校・ニュースメディア・社会団体・大衆の自治組織などが食品安全知識と食品安全法律の宣伝と普及活動を行うことを奨励し、健康的な食習慣を指導する。また、食品安全に関する大衆の意識と自己保護能力を高める。

本市は、食品安全に関する基礎研究と応用研究を奨励する。また、安全レベルを高めるために、食品生産経営者が先進技術と管理基準を取り入れることを支持する。

第九条 いかなる組織も個人も、食品安全の法律や法規に違反する行為を告発し告訴する権利を有する。また、食品安全監督管理業務に意見を述べる権利も有する。

市と区、県の人民政府は、食品安全の業務で優れた成績を出した組織と個人を表彰する。

## 第二章 食品安全基準

第十条 本市で生産した食品は、国家基準と業界基準、本市の地方基準中の食品安全に関する強制力のある基準（以下食品安全基準と総称する）に合致していなければならない。

本市は食品生産経営企業が厳格な食品安全企業基準を制定することを奨励する。

第十一条 本市で生産経営する食品に安全基準がなく、本市内で基準を統一する必要がある場合、市の品質技術監督部門は関係部門とともに速やかに制定しなければならない。

食品安全地方基準は以下の内容を含む。

（一）食品中の病原性微生物、残留農薬、残留家畜用薬品、汚染物質、人体に有害な物質の基準量；

（二）乳幼児用食品など特殊な食品の成分条件；

（三）食品安全と栄養に関する表示と説明条件；

（四）食品安全に関する品質条件；

（五）食品生産経営過程での衛生条件；

（六）食品安全基準の制定に必要なその他の内容。

第十二条 食品安全監督協調機関と監督管理部門が、業務の過程で地方基準の欠陥か遺漏を発見し、制定もしくは改正の必要があると見なした場合、市の品質技術監督部門に速やかに制定もしくは改正要求を提出しなければならない。市の品質技術監督部門は、関係部門とともに地方基準を速やかに制定もしくは改正する。

第十三条 本市の食品安全地方基準を改正するときは、関連する食品安全国際基準を参考にし、食品安全保障要求とリスク評価結果、及び本市の経済・社会・科学技術の発展レベルに基づいて行う。

第十四条 制定もしくは改正した食品安全地方基準は速やかに公布し、だれでも無料で閲覧することができなければならない。

第十五条 食品安全監督管理部門が案件処理の過程で食品安全基準の不一致を発見した場合、市の食品安全監督協調機構に速やかに報告しなければならない。市の食品安全監督協調機構は市の品質技術監督部門に適用基準の確定要求を提出し、市の品質技術監督部門が関連部門と専門家を組織して評価を行い、公衆の健康と生命の安全を原則として適用基準を確定する。

関連する食品安全監督管理部門は、食品安全基準に矛盾がある場合、制定した機関、または公布機関に通報する。

### 第三章 食品生産経営

第十六条 本市は、法に基づいて食品生産経営を許可する。組織または個人は、関連法律と法規に従って行政許可を取得しなければならず、取得後でなければ生産経営活動に従事することはできない。

第十七条 食品生産経営者は、規定に従って食品生産・加工・包装・輸送・貯蔵・購入・販売などの生産経営記録をとり、食品名・産地・生産者・供給業者・入荷日・数量などの情報を事実どおりに記載する。

食品生産経営者は、規定に従って供給業者の営業許可証・生産許可証・衛生証明書などを検査し、コピーを保存する。買い入れた食品に対しては、規定に従って食品品質検査証明書・検疫証明書・販売証明書などの食品の安全に関する証明書類を求め、コピーを保存する。

生産経営記録と食品に関する許可証などの証明書のコピーは、規定に従い最低 2 年間は保存する。

第十八条 本市で生産し販売する食用農産物は国家と市の食品安全規定を満たしていなければならない。野菜・果物・水産物は無公害農産品の基準に従うことを励行する。

本市食品卸売市場で販売する野菜と水産物は、産地証明書と産品品質証明書がなければならない。生きた家禽類や家畜を販売するには、国家と市の規定に従い、飼育情報を記載した表示が必要である。

第十九条 本市の重点監督管理食品リストに入っている包装食品には、バーコードと電子ラベルなどの情報保存ツールをつけ、トレーサビリティ情報を記載する。

食品経営者が包装食品を買い入れる場合は、情報保存ツールにある証明文書を検査する。未登録の包装食品や虚偽の情報を表示した包装食品を買い入れて販売してはならない。

第二十条 ばら売りする豆製品や肉製品・調味料・ケーキ類などの加工または半加工食品は、出荷時と販売する前に、食品安全要求を満たした包装をする。出荷時には国家基準の規定にあったラベルをつける。

これらの食品には、品名・産地・生産者・生産日・保存方法・品質保証期間を明示する。

第二十一条 本市で販売する輸入食品には、出入国検査検疫機関が発行した衛生証明

書か入国貨物検査検疫証明書と中国語ラベル・検査検疫表示をつけ、これらは貨物証明書と同じ内容でなければならない。

食品輸入経営者は、販売代理店に衛生証明書か入国貨物検査検疫証明書を提出する。保健食品の輸入には輸入保健食品証明書が必要であり、ラベルは規定を満たしていなければならない。

第二十二條 本市で食品市場を開設するときは、都市総合計画と市場発展計画に応じた経営を行わなければならない。開設者は企業法人の資格を備え、営業許可証を取得していなければならない。

食品市場は必要な経営施設と条件を具え、食品安全状況を管理するため、食品安全管理者を配備する。

第二十三條 食品市場の開設者と食品売り場カウンターの賃貸人、展示即売会の開設者は以下の規定を遵守しなければならない。

(一) 市場に入場する経営者の経営資格を審査し、食品安全責任を明確にする。

(二) 経営者の記録文書を作成し、市場内での経営に関する基本状況・主な入荷ルート・経営品目・商標・供給業者の状況などを記載する。

(三) 経営記録を作成するように経営者を指導し、入荷商品の検収・証明書や書類の請求・出荷証明書など食品安全保障に関する制度を確立する。

(四) 食品安全規定に違反する経営者の行為をやめさせ、食品安全監督管理部門に報告する。

(五) 食品安全監督管理部門に協力して臨時的な管理措置をとり、経営者に、食品安全基準に合致しない食品の処理を督促する。

食品市場の開設者は、以上の規定を遵守し、市場内で野菜販売場や水産物販売場、家畜や家禽類の屠殺場を経営する者と食品安全契約を取り結ぶ。

第二十四條 食品卸売市場・大型食品マーケット・倉庫型食品店・食品配送センターなどの経営者は食品安全検査条件とその能力を具えていなければならない。

第二十五條 食品貯蔵サービスを行う経営者は、食品安全管理制度を確立し、貯蔵する食品と貯蔵者名など関連情報を記録し、貯蔵者の身分証明書と営業許可証のコピーを保管する。

食品の貯蔵場所で販売する場合、営業許可の手続きをとり、関連する行政許可を取得しなければならない。

第二十六條 飲食サービスの経営者・マーケット内の食品加工販売・従業員の食堂は、

安全で衛生的な食品を提供するために食品安全管理責任者を明確にし、飲食業衛生条件を満たさなければならない。

飲食サービスの経営者・市場内の食品加工販売所・従業員の食堂は、研修を受けて合格した専門もしくは兼任の食品安全管理者を配備する。

飲食サービスの経営場所・市場内の食品加工販売所・従業員の食堂での亜硝酸塩の保管と使用を禁じる。

第二十七条 低温保存食品の輸送と販売には冷蔵車と冷蔵施設を使用する。冷蔵温度は食品ラベルに明示してある温度と食品安全要求に一致していなければならない。

第二十八条 食品生産経営活動中に、食品安全標準に合わない原料と非食品用添加物を使用してはならない。使用限量と範囲を越えた添加物を使用してはならない。食用動物とその生産物に規定に違反して水やその他の物質を注入してはならない。法で定めた場所以外で家畜や家禽類、またはその生産物を販売してはならない。

第二十九条 食品生産経営者は食品安全基準に不合格の食品を、関連規定に従って無害化の処理を行うか、または処分し、処置結果を記録しなければならない。

本市は、食品安全基準に不合格の食品と厨房の生ごみに無害化処理を行う処理施設が建設されるような社会の動きを奨励する。

第三十条 食品生産企業は、生産した食品に現実的もしくは潜在的危険があることを知った場合、販売者には販売の停止を、消費者には使用の中止を通知するとともに、商品を回収し、関係の監督管理部門に報告しなければならない。販売者が発見した場合は、直ちにその食品の販売を停止し、生産企業と供給業者に通知するとともに、商品を回収し、関係の監督管理部門に報告する。

#### 第四章 食品安全リスク予防と制御

第三十一条 市の食品安全監督協調機構は全市に統一した食品安全モニターシステムを確立し、食品安全年度管理計画を制定する。

市と区、県の食品安全監督管理部門は年度モニター計画に基づいてモニターを実施し、その結果を分析しなければならない。

食品生産経営者は、食品安全監督管理部門が行う抜き取り検査に協力し、関連するデータと資料を提供する。

第三十二条 市の食品安全監督協調機構は、食品安全監督管理部門・科学研究機関・専門家を組織し、測定データと国内外の食品安全情報に基づいて食品安全リスクを評価する。

食品安全監督管理部門は、評価結果に基づき食品安全管理に必要な措置を講じる。

第三十三条 市と区、県の人民政府は食品安全監督管理部門を組織し、食品安全緊急協調システムを構築し、突発事故が起きた場合の対応策の制定、予行演習の実施などの食品安全事故に備えた緊急処理業務を行う。

第三十四条 大規模な会合や会議に飲食を出す場合は、主催者が食品安全対策と事故時の対処案を提出し、安全責任者を決めて食品安全責任制度を徹底させるとともに、安全措置と持ち場の職責を明確にする。食品安全に潜む危険を速やかに取り除くため、食品安全監督協調機構・公安・衛生など食品安全監督管理部門の指導と監督、検査を受け入れる。

第三十五条 食品安全事故が発生し、公衆の健康に危害を与える可能性がある場合、市の食品安全監督管理部門は買入れと販売の停止を命じる臨時制御措置をとり、必要な場合は、関連企業や地区で生産する同種類の食品にも臨時制御措置をとることができる。

臨時制御措置をとる条件と原因が消滅した後、市食品安全監督管理部門は速やかに制御措置を解除する。

第三十六条 食品安全基準に合わない商品を生産し、公衆の健康に危害を与える可能性がある場合、市の食品安全監督協調機構は、専門家を組織してリスク評価を行い、意見を求め、食品安全監督管理部門が関連食品を処理する参考とする。

第三十七条 検査の結果食品安全基準に不合格だった食品については、市の食品安全監督管理部門は生産者に、すでに販売した食品の回収を命じることができる。

第三十八条 本市は食品安全情報の公開制度を確立する。

市の食品安全監督協調機構は、食品安全情報を収集し、分析と整理を行い、下記の情報を関連部門に公表する。

- (一) 食品安全に関する市の全体状況；
- (二) 食品安全の監督検査状況；
- (三) 臨時制御措置の実施状況；
- (四) 食品安全の突発事件処理状況；
- (五) 食品安全警報情報；
- (六) 食品安全監督協調機構が発表したその他の情報による市の人民政府の決定。

区と県の人民政府、市の食品安全監督管理部門は、前項以外の情報を発表する前に、市の食品安全監督協調機構に連絡しなければならない。

## 第五章 監督管理

第三十九条 市と区、県の食品安全監督協調機構は食品安全業務の指導に責任を持ち、安全計画を制定し、食品安全監督管理部門の監督管理業務に協力してこれを監督し、違法な案件を調査するとともに食品安全の突発事故の対処に協力しなければならない。

第四十条 市の食品安全監督協調機構は、食品安全リスクの程度に応じて重点監督管理食品リストを定め、公表しなければならない。

第四十一条 郷鎮人民政府と町会事務所は、非合法的な食品生産・加工・貯蔵・販売などの行為に対し、これを制止する権利を有するとともに、食品安全監督管理部門の出張所に調査を督促し、市と区、県の食品安全監督管理部門に報告しなければならない。

村民委員会と町内会は、非合法的な食品生産・加工・貯蔵・販売などの行為に対し、所在地の郷鎮人民政府と町会事務所に報告する。

報告を受けた食品安全監督管理部門は速やかに処理し、その結果をフィードバックする。

第四十二条 食品安全監督管理部門が監督検査を行うときは、迅速に行い、検査結果に基づいて食品安全基準に満たない食品を差し押さえ、密封保存などの処置を行う。

前記の措置をとった後は、高速検査部門が食品サンプルを法定資格のある検査機関に速やかに送り、検査結果に基づいて処理する。

高速検査は、検定に合格した検査設備を使用し、国家基準の測定方法に基づいて行う。

第四十三条 食品安全監督管理部門は、食品の抜き取り検査を行うとき、国家规定に従ってサンプリングし、検査を受けた食品経営者にその結果を通知しなければならない。サンプリングの費用・検査費・その他のいかなる費用も被検査側である食品生産者から受け取ってはならず、これらの費用は国家の本市の規定に従い支出に組み入れる。

第四十四条 市と区、県の食品安全監督管理部門が生産者に食品の回収を命じるときは、生産者の回収計画を規定に従って審査し、その回収を監督しなければならない。

第四十五条 食品安全監督協調機構は、許可証の発行・日常の監督検査の結果・違法

行為などの信用情報を、規定に従って本市の信用情報システムに記載し、不良信用記録の食品生産経営者に対する監督検査と指導を強化しなければならない。

第四十六条 食品安全監督管理部門は、各自の職務に応じて以下のことを実行する。食品生産経営場所の検査、及び当事者と証人から聞き取り調査：違法生産食品に関する入荷許可証・出荷台帳・契約書・帳簿・証書などの調査と差し押さえ：安全に問題がある食品と違法生産の道具や設備、場所の法による差し押さえ。

第四十七条 食品安全監督管理部門は、本条例に対する違反行為を発見し、その処理権がその他の監督管理部門に属する場合は、監督権のある部門に速やかに書面で通知するとともに処理をゆだねる。処理権のある部門は速やかに処理し、責任をなすりあってはならない。

食品安全監督管理部門は、食品生産経営者の違法行為を調査する過程で、その行為が犯罪に及ぶとわかった場合、法に則り公安に移送しその処理をゆだねる。

第四十八条 食品安全監督管理部門は、通報のための電話番号とメールアドレスを公表し、通報を受けたときは全記録をとり、適切に処理する。通報の内容が、当該部門の職責に属する場合には、速やかに受理し、法に則り事実を確かめ処理し、その結果を通知する。当該部門の職責外の場合には、その旨を通報者に通知する。

食品安全監督管理部門は、通報者の秘密を守らねばならない。通報が事実ならば、食品安全違法案件調査のために手がかりと証拠を提供してくれるように通報者を奨励する。

## 第六章 法律責任

第四十九条 本条例の違反行為の行政処罰に対し法律と行政法規に規定がある場合、規定に従って執行する。

第五十条 本条例の規定による行政処罰は、農業・林業・品質技術監督局・衛生・商務・薬品監督などの食品安全監督に責任がある各部門と出入国検査検疫機関が法律法規と市の人民政府が定めた職権に従って実施する。

第五十一条 本条例第十八条第二項の規定に違反し、本市食品卸売市場やスーパーマーケットで販売する野菜と水産物に規定の産地証明書と産品品質証明書をつけずに販売した場合、また、生きた家禽類や家畜類に規定の飼育情報を記載した標識をつけずに販売した場合、違法所得と未販売の野菜・水産物・生きた家禽類・家畜類を没収し、2千元以上2

万元以下の罰金を科す。

第五十二条 本条例第十九条第一項の規定に違反し、包装食品にバーコードと電子ラベルなどの情報保存ツールをつけずに生産販売を行った場合、期限内の改善を命じ、千元以上1万元以下の罰金を科す。

第十九条第二項の規定に違反して、未登録の包装食品や虚偽の情報を表示した包装食品を買い入れて販売した場合、販売停止を命じ、違法所得と未販売の包装食品を没収するとともに1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第五十三条 本条例第二十条第一項の規定に違反し、ばら売り形式で販売する食品に、出荷時とばら売りする前に、食品安全要求を満たした包装とラベルをつけなかった場合、期限付きで改善を命じ、千元以上1万元以下の罰金を科す。

第五十四条 本条例第二十一条第一項の規定に違反し、輸入食品に衛生証明書か入国貨物検査検疫証明書・中国語ラベル・検査検疫表示をつけずに販売した場合、期限内の改善を命じ、期限を過ぎても改善しない場合、5千元以上5万元以下の罰金を科す。

第五十五条 本条例第二十二条第二項の規定に違反し、食品集中取引市場が必要な設備と条件を具えず、食品安全管理の有資格者を配備していない場合、期限内の改善を命じ、期限を過ぎても改善しない場合、2千元以上2万元以下の罰金を科す。

第五十六条 本条例第二十五条第一項の規定に違反し、食品貯蔵サービスを行う経営者が貯蔵食品と貯蔵者の名称など関連情報を事実どおりに記録せず、貯蔵者の身分証明書と営業許可証のコピーを保管しなかった場合、期限内の改善を命じ、5千元以上5万元以下の罰金を科す。期限を過ぎても改善しない場合は営業停止処分とする。

第五十七条 第二十六条第二項の規定に違反し、飲食サービスの経営者・市場内の食品加工販売所・従業員の食堂が規定に従った食品安全管理責任者を配備しなかった場合、期限内の改善を命じ、期限を過ぎても改善しなかった場合、2千元の罰金を科す。

第二十六条第三項の規定に違反し、飲食サービスの経営場所・市場内の食品加工販売所・従業員の食堂で亜硝酸塩を保管しこれを使用した場合、関連物品を没収するとともに2千元以上2万元以下の罰金を科す。

第五十八条 本条例第二十七条の規定に違反し、低温保存食品の輸送と販売に規定どおりの冷蔵車と冷蔵施設を使用しなかった場合、千元以上1万元以下の罰金を科す。

第五十九条 本条例第二十八条の規定に違反し、食用動物とその生産物に水やその他の物質を注入した場合、または、法で定めた場所以外で家畜や家禽類、またはその生産物を販売した場合、違法所得と違法生産食品、および違法経営に用いた道具と設備などを没収し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第六十条 本条例第二十九条の規定に違反し、食品安全基準に合致しない食品に無害化処理や焼却処理をしない食品生産経営者には、期限内の改善を命じ、5千元以上5万元以下の罰金を科す。

第六十一条 本条例第三十五条第一項の規定に違反し、臨時制御措置を取らない食品生産経営者に対しては、臨時制御措置を実施する食品安全監督管理部門が期限内の改善を命じ、期限を過ぎても改善しない場合、1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第六十二条 本条例第三十七条の規定に違反し、要求どおりに食品を回収しない食品生産経営者に対しては、食品の回収を命じる食品安全監督管理部門が違法生産もしくは販売の食品を没収し、3万元以上30万元以下の罰金を科す。状況が深刻である場合、衛生許可証と生産許可証は取り消される。

第六十三条 食品経営企業が食品生産経営に違法行為があったため、営業許可証を取り上げられた法定代表者・主な責任者・直接の責任者は、許可証を取り上げられた日から3年間は食品生産経営企業の法定代表者や責任者となることはできない。法により刑事責任を追及された場合、永久に食品生産経営企業の法定代表者や責任者となることはできない。行政部門に及んだ場合は、ネットサイト上かニュースメディアで発表する。

第六十四条 食品安全監督協調機関・食品安全監督管理部門・食品安全管理に責任があるその他の部門が本条例に規定した職務を履行しなかった結果に対して、監察機関か任免機関は主な責任者・直接の主管責任者・直接の責任者に厳罰を与えるか降格処分 of 決定を下す。深刻な結果を招いた場合、免職か懲戒免職処分の決定を下す。犯罪行為である場合、法により刑事責任を追及する。

本条例に違反し、職権の乱用や汚職行為があった場合、監察機関か任免機関が主な責任者・直接の主管責任者・直接の責任者に厳罰を与えるか降格処分の決定を下す。結果が深刻である場合、免職か懲戒免職処分の決定を下す。汚職行為は、法により刑事責任を追及する。

第六十五条 本条例第四十七条第一項の規定に違反し、食品安全監督管理部門が職務をすぐに履行しなかったり、責任を転嫁した場合は、監察機関か任免機関が主な責任者・

直接の主管責任者・直接の責任者に厳罰を与えるか降格処分の決定を下す。

第六十六条 本市各レベルの人民政府が、食品安全監督管理の指導を怠り、協力して職務を全うせずに、本行政区内に一年に何度も食品安全事故が起こり、社会に重大な影響を及ぼした場合、監察機関か任免機関が政府の主な責任者と直接の主管責任者に厳罰を与えるか降格処分、免職処分の決定を下す。

## 第七章 附 則

第六十七条 本条例は2008年1月1日から施行される。